**國立高雄科技大學職場實習合約書**

**国立高雄科技大学職場実習契約書**

**【職場實習工作型】**

**【職場実習勤務型】**

立合約書人契約合意者：

學校單位教育機関： 國立高雄科技大學（国立高雄科技大学） (以下簡稱甲方 以下｢甲｣という)

實習（事業）單位実習（事業）機関：萩焼の宿 千春楽 (以下簡稱乙方 以下｢乙｣という)

實習學生実習生/學號学籍番号： / 　　 (以下簡稱丙方 以下｢丙｣という)

本合約基於培訓專業人才，共同推展實習合作教學與實務訓練之互惠原則，丙方至乙方實習係以學習為主要目的，除從事學習訓練外，並有勞務提供或工作事實，丙方於實習機構之身分認定，兼具學生及勞工身分，屬職場實習工作型，甲乙丙三方協議訂定下列事項，以資遵循：

本契約書は、甲乙双方が専門的人材を養成するために、実習教育と実務訓練を共同で推進する互恵原則に基づきます。丙と乙の実習雇用関係については、学習を主要目的とし、学習的訓練に従事する以外に、労務の提供と実質的勤務を行い、実習生が実習機関の一員であることを認定し、丙は学生であると同時に従業員の身分も有することから、本実習を職場実習勤務型とみなし、三方の甲・乙・丙は以下の取り決めに合意し、共に遵守するものとする。

一、實習合作職掌 実習協力担当職務

甲方：辦理丙方實習相關業務，且所屬學術單位之各系所專業教師負責指導丙方職場實習。

甲：各学科の担当教師が丙の職場実習に関わる手続きを行い、すなわちこの職場実習の責任者となる。かつ、各学科の担当教師は丙の実習にかかる業務及び連絡を請け負う。

乙方：提供丙方學生實習項目分配、報到、訓練及協助輔導實習丙方之職場知能，實習內容安排以不影響丙方健康及安全的實習環境為原則，同時應負責提供安全防護設備與管理措施。

乙：丙の実習内容の割り当て、受付、訓練を担当し、丙に対し職場で必要な知識や能力を指導する。

実習内容の手配については丙の健康及び安全に影響しない実習環境を原則とし、また安全防護設備や安全管理措置の提供に責任を負う必要がある。

丙方：遵守甲方實習法規、系所實習相關規定以及乙方實習規範，依規定時間出勤，虛心接受指導，精進實作技能，遵守職場倫理，保護業務機密，並與學校輔導老師保持聯繫，注意職場安全及交通安全。

丙：甲の実習に関する法規、学部の実習関連規定及び乙の実習規範を遵守し、規定の時間に出勤し、謙虚に指導を受け、実技の習得に精進し、職業倫理を遵守し、業務に関する秘密を保持する。また学校の指導教員と連絡を取り、職場の安全と交通安全に注意する。

二、合約期限及實習時間 契約期間及び実習時間

（一）實習期間自実習期間は2025年年9月月1日日至から2026年年1月月31日日止までとし，每日毎日8小時時間，每週毎週40小時以內時間以内とする。

（二）實習時間、休息時間、請假、例假及休息日規定等不得違反勞動相關法規。

実習時間、休憩時間、欠勤願い、休暇及び休日などの規定は関連の労働法に違反してはならない。

（三）乙方非經甲、丙方同意不得任意延長實習時間或要求丙方於休息日、休假日工作。

乙は甲と丙の同意を受けた上、実習期間を変更することもしくは休暇の日に出勤することとなる。

三、實習職稱及內容 実習職務名及び内容

（一）實習職稱 実習職種名：フロントクラーク/売店販売員/接客係(接待員)

（二）實習內容 実習内容：フロントクラーク/売店販売員/接客係(接待員)/客室清掃

（三）實習課程名稱 実習カリキュラム名：應日學期實習

（四）實習類別 実習カリキュラム種類：□暑期實習夏期実習　□寒期實習冬期実習
□專案實習特定期実習　□學年實習一年実習　■學期實習半年実習

四、實習場所実習場所

（一）實習地點実習場所：萩焼の宿 千春楽公司会社（實習地址住所：山口県萩市堀内菊ヶ浜467-2）。

（二）乙方非經甲方及丙方同意，不得任意調動實習地點。

乙は甲と丙の同意を受けた上、実習場所場所を変更することとなる。

五、實習報到 実習受付

（一）甲方於實習開始前一週將丙方相關資料寄達乙方。

甲は実習開始一週間前に丙の関係資料を乙に送付する。

（二）乙方於丙方報到時，應即給予職前安全衛生訓練，並派專人指導。

乙は丙の受け付け時に、安全衛生に関する訓練を施し、専門家による指導を行う。

六、薪資給付方式 賃金の給付方法

（一）實習薪資/津貼 賃金/手当

□每月給付日幣月給日本円＿＿＿＿円

（包含含む□員工勞保自付額スタッフ労働基準法により保険を加入すること、□員工健保自付額スタッフ国民保険、□伙食津貼食事手当、□其他その他：＿＿）

■每時給付日幣時給日本円979円 （山口県最低賃金を適用する）

（包含含む■員工勞保自付額スタッフ労働基準法により保険を加入すること、■員工健保自付額スタッフ国民保険、□伙食津貼食事手当、■其他その他：通勤津貼：實報實銷　通勤手当：実費支給、個人所得稅(根據日本所得稅法，課稅20.42％)所得税（日本国所得 税法により20.42％で課税する。））

□其他 その他 ：＿＿＿＿（請註明 明記してください ）

（二）薪資給付以賃金は（金融機構轉存金融機関振込）方式直接發給丙方で丙に直接給付する，乙方不得預扣丙方薪資作為違約金或賠償費用乙は丙の手当を仮払金を申し込んで、契約違反もしくは賠償責任金として控除することは行けない。

（三）若有延長工時給付，則依勞動基準法等相關規範辦理。

労働時間を延長した際の給与は、労働基準法等の関連規則に則り処理する。

七、膳宿與福利 食事宿泊と福利厚生

（一）住宿：□無なし ■供宿宿泊施設(免費)（無料）　但員工宿舍的水電費須由自己負擔 ただし社員寮光熱費は自己負担

□供宿宿泊施設（需自付自己負担額\_\_\_\_円/月円/月）

□外宿補貼住宅手当（\_\_\_\_円/月円/月）。

（二）伙食：■無なし 但公司會準備調理器具 調理器具は会社で用意します。 □供膳食事提供（一日一日\_\_餐食）

□伙食補貼食事手当（\_\_\_\_\_\_\_円/月円/月）。

 （三）交通車シャトルバス/交通津貼交通手当：

 □無なし □免費提供無料提供 □付費提供有料提供（\_\_\_\_円/月円/月）□交通津貼交通手当（\_\_\_\_円/月円/月）

|  |
| --- |
| （四）提供福利提供される福利厚生：員工宿舍：設備　■設備/寝具一式、冷暖設施、調理器具一式(瓦斯爐、鍋子等)。社員寮：設備や寝具冷暖房や調理器具など |

八、保險 保険

（一）甲方應於丙方報到前辦理意外及醫療保險，意外保險保額至少為新臺幣200萬意外保險及新臺幣5萬元醫療險。

甲は丙の受付以前に傷害及び医療保険加入手続きをしなければならない。傷害保険の保険金は少なくとも200万元、医療保険の保険金は5万元とする。

（二）丙方報到時，乙方應為丙方加入由日本政府監管的社會保險（包括健康保險、厚生年金保險、雇用保險、以及勞動保險等。

丙の受付時、乙は丙の名義で日本国政府管掌社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険、労働保険（労働保険は保険料会社負担）に加入すること。

九、實習學生輔導 実習生の指導

（一）丙方實習期間，由甲方及乙方實習輔導老師，共同督導實務實習內容及進行技能指導工作，並以「個別實習計畫」為依據。

丙の実習期間中、「個別実習計画」に基づいて、丙は甲及び乙の指導者より勤務内容の実務実習と技術指導を受けることとする。

（二）乙方實習單位應安排職前訓練課程、專業實務學習，並指派專人指導，嚴格要求敬業精神與培訓專業實務技能。

乙の実習部署は事前訓練の課程と専門的な実務実習を用意し、専門家による指導を行い、仕事に対する職業意識を厳格に要求し、専門的実務技能の養成にあたるものとする。

（三）乙方所安排之實習內容不得要求丙方協助從事違法行為。乙方如有違反，甲方得逕行終止本合約，丙方與乙方勞動關係亦告終止。
乙が振り当てる実習内容は、違法行為に従事することや協力することを丙に求めてはならない。乙に違反が見られた場合は、甲は本契約を解除することができ、丙は乙との労働関係を中止する。

（四）實習期間甲方應安排輔導老師赴乙方訪視丙方，負責實習輔導、溝通、聯繫工作。

実習期間中、甲は指導教師を乙に赴かせ丙の視察をし、教師は実習の指導、会社との意思疎通、連絡の任に当たるものとする。

（五）丙方表現欠佳時，由乙方知會甲方輔導處理，經輔導未改善者得予終止實習。

丙の成績が不良な場合、乙方は甲方に通知し、指導を行うものとする。指導を受けても改善が見られない場合は、実習を終了させることができる。

 （六）丙方於實習期間不適應，應由甲乙雙方共同輔導，如經甲方評估或丙方反映仍不適應，應由甲方安排丙方轉銜至其他實習機構或修習其他替代課程。

「丙方は実習期間中に適応できない場合、甲乙双方が共同で指導を行うものとする。甲方の評価または丙方の反映により、なお適応できない場合は、甲方が丙方を他の実習機関に転籍させるか、他の代替コースを受講させるよう手配するものとする。」

（七）丙方於機構學習期間遭性騷擾時，其申訴之提出及認定，依性別平等工作法 、性別平等教育法及相關法令規定辦理。

丙が実習機関での実習中にセクハラ行為を受けた場合は、その申し立ての提出と認定は、男女雇用機会均等法、男女平等教育法及び関連の法令に則り処理することとする。

（八）丙方於機構學習期間之學習機會、內容、成績評量待遇或獎學金之給予，遭實習機構因性別或性傾向而有差別待遇時，申訴之提出及認定，依性別平等教育法規定辦理。

丙は実習機関での実習期間中の学習機会、内容、成績評価の待遇或いは奨学金の給与が、性別或いは性傾向により差別待遇を受けた場合、その申し立ての提出と認定は、男女平等教育法の規定に則り処理することとする。

十、實習考核 実習の評価

（一）實習期間由甲方及乙方實習輔導老師共同評核實習成績，並填妥「實習成績考核表」。

実習期間中、甲と乙の指導担当者が共同で実習の成績を評価し、「実習成績評価表」を作成する。

（二）丙方表現或適應欠佳時，由乙方知會甲方輔導處理，經輔導未改善者得予終止實習。如果

 乙方要終止丙方的實習，需提前一個月書面通知甲方，同樣，甲方要終止丙方實習也必須

 提前通知。

丙の態度や適応性がよくない場合、乙は甲に知らせ注意指導し、指導後も改善が見られない場合、その者の実習を中止する。乙が丙の実習中止を求める場合には、1か月前までに書面にて甲に通知するものとする。また甲が丙の実習を中止する場合にも同様とする

（三）甲乙雙方不定期協調檢討實習各項措施，期使實習合作更臻完善。

甲乙双方は不定期に実習の各施策に対する検討を行い、実習協力がより完全なものとなることを目指す。

十一、附則 附則

（一）丙方不適應之輔導轉換方式與實習爭議處理方式，概依甲方實習相關法規辦理。

丙の不適応時の指導転換の方法と実習にかかる争論などの処理方法は、甲が定める関連の規定により処理するものとする。

（二）本合約所有相關附件均視為本合約之一部分，具合約條款完全相同之效力，其他有關實習合作未盡事宜，甲乙丙三方得視實際需要協議後，另訂之。

本契約に添付する全ての書類は本契約の一部とみなし、契約の条項と完全に同様の効力を有する。その他実習協力に関する定めなき事項があれば、甲乙丙の三者が必要に応じて協議を行い、別に定めることとする。

（三）本合約書之準據法為中華民國民法、專科以上學校產學合作實施辦法、勞動基準法、勞工保險條例、勞工職業災害保險及保護法、就業保險法及勞工退休金條例等相關法令，合約書未盡周詳之處，以中華民國法令及日本國憲法、民法、勞動基準法等法令與乙方之就業規則為準則。

本契約書の準拠法は、中華民国民法、五年制の専科（高校と短期大学も含み）、大学、学院に関わる産業・学校連携実行規範、労働基準法、労働保険規範、労働職場災害保険及び保護法、就業保険及び定年年金規制等相関法令で、本契約書に詳しく説明されない点は中華民国の法令および日本国憲法、民法、労働基準法などの法令と乙の業規則を準拠し運用する。

（四）甲乙丙三方因本合約內容涉訟時，三方合意以東京地方裁判所為第一審管轄法院。

甲乙丙の三者が本契約内容に関し訴訟になった場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに三者が合意する。

十二、本合約書一式三份，甲乙丙三方各執乙份為憑。

本契約書3通を作成し、甲乙丙の三者が各1通を保管することとなる。

**立合約書人** 契約合意者

甲　方 （甲）：國立高雄科技大學（国立高雄科技大学）

代表人（代表）： 校長（學長）

系所單位主管（系の単位主管）： 系 主任
實習老師（担当先生）： 老師

地　址（住所）：高雄市三民區建工路415號

統一編號（統一番号）：76014406

乙　方 （乙）：

負責人 （責任者）：

地　址 （住所）：

統一編號（企業登録番号）：

丙　方 （丙） ：（簽章）（署名捺印）

身份證字號 （身分証番号）：

戶籍地址 （本籍）：

法定代理人 （法定代理人）：　　　　　　　　（簽章）（署名捺印）

（丙方未滿18歲須有法定代理人簽署）

（丙が18歳未満の場合、法定代理人の署名が必要）

西元 　　年　 　　月　　 　日